

大和台自治会会則

第一章 総則

(名称)

第1条 本会は大和台自治会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は大和台集会所に置く。

(目的)

第3条 この会則は自治会の秩序を維持し各人の人格を尊重し、福祉の推進と日常生活の向上を図ることを目的とする。

(会員)

第4条 本会の会員は大和台団地に居住し会則に賛同する者とする。

第二章 役員

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|--------|------------|
| 1. 会長 | 5. 部長 |
| 2. 副会長 | 6. 会計監査 |
| 3. 会計 | 7. 書記 |
| 4. 宮総代 | 8. 組長及び副組長 |

(役員を選任)

第6条 1. 会長は総会の選挙または推薦により決定する。
2. 新役員は新会長の推薦による。
3. 組長及び副組長の選出方法はその組の自由とする。但し、三役は組長及び副組長を兼務しない。

(役員任期)

第7条 役員任期は2年とする。但し、組長及び副組長の任期はその組の決定に従うものとする。宮総代の任期は神社の規定に従う。

(役員任務)

第8条 役員任務は次のとおりとする。
1. 会長は本会を代表して会務を統轄する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはこれを代行する。
3. 会計は本会の会計業務を掌り総会および役員会において、会計並びに集会所管理基金の報告を行う。
4. 宮総代は、神社に関する全般の世話並びに、本会との連絡にあたる。
5. 部長は担当の部門において本会の目的達成のためにつとめる。
イ. 体育部 ロ. 環境衛生部 ハ. 子供会担当部
ニ. 集会所担当部 ホ. その他役員会により新設の部
6. 会計監査は、会計並びに集会所管理基金の監査を行い、総会および役員会において監査結果を報告する。
7. 書記は、総会・役員会その他会議の議事録を作成し報告する。
8. 組長はその組を代表し、これを統轄する。また、組と本会との意志疎通につとめる。
9. 副組長は、組長が何かの都合で役目を果たせなくなつた時は、これを代行する。

(実行委員会)

第9条 各種行事を運営するための実行委員会を設けることができる。

第三章 会 議

(会議の種類)

第10条 本会の会議は次のとおりとし、会長が招集する。

1. 総 会
2. 役員会 (拡大役員会を含む)

(総 会)

第11条 1. 総会は大和台自治会入会者全員を以て構成し、二年に一回定期総会を招集し下記事項を審議する。

記

- イ. 会長の改選 ロ. 会則の変更 ハ. 決算報告及び予算決定
 - ニ. その他役員会で総会決議を必要と認めた事項
2. 役員会で必要と認めた場合は臨時総会を招集する事ができる。

(役員会)

第12条 役員会は会計監査を除く役員全員を以て構成し、自治会活動の企画運営その他必要事項について審議する。なお、必要に応じ臨時会議を開催し審議する。

第13条 役員会は下記の審議を行う。

記

- イ. 会長を除く役員の変更 ロ. 一件3万円を越える支出
ハ. 予算案の作成 ニ. その他重要と認められている事項

(決議)

- 第14条 1. 総会は会員の過半数の出席（委任状を含む）を要する。
2. 総会議決は出席者の過半数の賛成をもって決定する。
3. 役員会は役員過半数が出席し、出席者の3分の2以上の賛成をもって決定する。

第四章 会計

(収支)

第15条 本会の経費は会費およびその他の収入をもってこれにあてる。
なお、経費の不足した時は役員会の承認を得て別途に徴収することができる。

(入会金、会費)

第16条 自治会に入会する者は次の金額を納入する。

会 費 500円

なお、会費の徴収月は、4月・6月・8月・10月・12月・2月と決め、各組の当番が2ヶ月分を集金し、これを各組長が該当月の役員会に持参し会計に納入する。新入会者は翌月分から納入する。

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。

第五章 集会所管理基金

- 第18条 1. 基金は集会所建設または増改築及び修理にあてるものとする。
2. 上記必要事項が生じた場合は、総会の決議を要する。但し、緊急を要するものは役員会で決議し、総会で事後報告するものとする。
3. 基金は銀行に預金し、通帳は当銀行に保管するものとする。
4. 通帳名義は自治会会長並びに会計とする。但し、会長、会計交替の場合はその都度名義変更する。

5. 総会で決議し払い出しする場合は、会長、会計の連名とする。
6. 基金の現況を年一回監査を受け、総会または役員会に報告しなければならない。

第六章 清 掃

(定期清掃)

- 第19条 1. 毎月、第2日曜日、午前8時から各組毎に組長の指示により、区域内の道路及び側溝を清掃する。
2. 組長は環境衛生部長の指示に従う。
3. 清掃に参加できない世帯は組長が出不足料300円を徴収し、会計のもとに納入する。
- なお、特別会計とし運用については役員会で決める。
4. 自治会で決めた行事等で参加できない場合、出不足料は免除する。
- 第20条 集会所及び周辺の清掃は、毎月一回第2日曜日に行う。
- なお、各組の持ち回りとする。

第七章 共 済

- 第21条 会員が死亡したとき次の金額を贈る。
- 香 典 10,000円

付 則

本会則は昭和62年4月1日から実施する。

平成元年4月2日一部改正。

集会所管理基金は平成3年4月7日管理組合から移管されたものである。

平成3年4月7日一部改正。

平成9年4月19日一部改正。

平成11年4月11日一部改正。

平成13年6月2日一部改正。(第3回役員会で承認)

令和4年5月7日一部改正。(第2回役員会で承認)

(入会金3000円を削除)